

告 示

埼玉県告示第千三百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十二月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人地域教育ネットワーク
- 三 代表者の氏名
笠松 直美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市広瀬台一丁目二十八番十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、狭山市内外において、子育て支援事業や講座を通して、インターネット社会における子育てや家庭教育の向上と子供達の健全育成に寄与することを目的とする。